

施策3 成年後見制度の利用促進【伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画】

伊勢崎市成年後見相談センターと市の連携を強化し、制度の広報機能、相談機能の強化を通じて成年後見制度の利用促進を図るとともに、後見人支援の充実や効果的な不正防止を図り、地域の権利擁護支援体制の構築を進めます。

市民や地域に期待される取り組み

- 成年後見制度についての理解を深めていく。
- 成年後見制度について理解した内容を、制度による支援が必要と思われる人に紹介する。

市・社会福祉協議会の 主な 取り組み

成年後見制度とは：

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人について、本人の権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度で、現在判断能力が不十分な人を対象とした「法定後見制度」と、将来、判断能力が不十分となった場合に備える「任意後見制度」があります。



成年後見制度の運用充実	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 親族による審判の申立てが期待できない人に対し、市長申立ての支援を行います。 ● 経済的な困窮を理由に、第三者後見人等に報酬を支払うことが困難な人に対し、申立てに掛かる費用や報酬等の助成を行います。 ● 地域連携ネットワークの3つの役割（①権利擁護支援が必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上監護）を重視した制度の運用に資する体制構築を進めます。
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見相談センターにおいて、地域における権利擁護体制を強化していきます。
成年後見制度の利用支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見相談センターにおいて、「広報・啓発推進」「相談機能の強化」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」「不正防止」を推進します。
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見相談センターにおける相談対応及び広く周知啓発等を行い、伊勢崎市における成年後見制度の利用促進を図ります。 ● 日常生活自立支援事業として、判断能力が不十分な方へ、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

計画の推進

地域福祉の効率的な推進を図るために、市や市社会福祉協議会、市民など地域福祉に関する主体は、それぞれ以下の役割を担うとともに、PDCAサイクル（※）による計画の進行管理を行います。

伊勢崎市	地域福祉施策を総合的、効果的かつ円滑に推進するため、部署間の連携の一層の強化を図るとともに、地域における福祉活動が展開しやすくなるための環境整備に取り組みます。
伊勢崎市社会福祉協議会	地域と市の橋渡し役として、地域の団体間の連携や市との連携をコーディネートします。
市民	地域の一員としてあいさつやさりげない見守りなど、まず自らできることから具体的に行動することが期待されます。
ボランティア・NPO法人	住民のニーズを把握し、それに的確に応える活動を積極的に展開することが期待されます。
社会福祉事業者	専門機能を活かし、常により良い福祉サービスの提供に努めることが期待されます。

※PDCAサイクル：

「計画を立て(P:Plan)、実行し(D:Do)、その結果を点検・評価して(C:Check)、必要に応じて適宜改善していく(A:Action)」という一連の流れによる「継続的な改善の仕組み」。

いせさき絆づくりプラン 第4期伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

令和7年3月

発行：伊勢崎市

編集：福祉こども部社会福祉課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地

電話：0270-27-2748 FAX：0270-26-1808

ホームページ：<https://www.city.isesaki.lg.jp/>

発行：社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会

編集：地域福祉推進課

〒372-0045 群馬県伊勢崎市上泉町 151 番地

電話：0270-25-4546 FAX：0270-21-8252

ホームページ：<https://ise-shakyo.or.jp/>

●計画の詳細については、計画書本編にてご確認ください。